

介護ロボット等導入支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化により介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内に所在する事業所（以下「補助事業者」という。）がロボット技術を用いた介護業務の用に供する機器等又はICT（以下「介護ロボット等」という。）を導入するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、<u>令和5年度介護保険事業費補助金（介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業）（令和5年度補正予算分）交付要綱（令和6年2月8日付け厚生労働省発老0208第1号）</u>、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「介護ロボット」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものをいう。</p> <p><u>(1) 介護ロボット</u></p> <p><u>次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。</u></p> <p><u>ア</u> 日常生活における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、コミュニケーション、<u>入浴支援又は介護業務支援</u>のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担を軽減する効果のあるもの。</p> <p><u>イ</u> 次の<u>(ア)</u>又は<u>(イ)</u>のいずれかに該当するものであること。</p> <p><u>(ア)</u> ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化により介護従事者が継続して就労できる環境整備を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内に所在する事業所（以下「補助事業者」という。）がロボット技術を用いた介護業務の用に供する機器又はICT（以下、「介護ロボット等」という。）を導入するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、<u>地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長連名通知）</u>、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「介護ロボット」とは、次の各号の<u>いずれにも</u>該当するものをいう。</p> <p><u>(1) 日常生活における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、コミュニケーション又は入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担を軽減する効果のあるもの。</u></p> <p><u>(2) 次のア又はイのいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>ア</u> ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによ</p>

よって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術) を活用することによって、従来の機器と比較して、介護従事者の負担の軽減に寄与すると認められるものであること。

(イ) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」、「ロボット介護機器開発・標準化事業」又は「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」のいずれかにおいて採択されたものであること。

ウ 販売価格が公表されており、一般に購入できるものであること。

(2) その他機器

次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

ア 前号によらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上に繋がると知事が判断した機器等であること。

イ 一般的な用途に限定される機器等ではないこと。

ウ 販売価格が公表されており、一般に購入できるものであること。

2 この要綱において「ICT」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン連携標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については次のア及びイに、それ以外のサービス事業所についてはアに該当するものであること。

ア 記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務を、転記等の業務が発生しないよう一気通貫で行うことが可能なソフトウェア(以下「介護ソフト」という。)

イ ケアプラン連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合

て得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術) を活用することによって、従来の機器と比較して、より介護従事者の負担の軽減に寄与すると認められるものであること。

イ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」、「ロボット介護機器開発・標準化事業」又は「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」のいずれかにおいて採択されたものであること。

(3) 販売価格が公表されており、一般に購入できるものであること。

(新設)

2 この要綱において「ICT」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」(以下「ケアプラン標準仕様」という。)の対象となる介護サービス事業所については次のア及びイに、それ以外のサービス事業所についてはアに該当するものであること。

ア 記録業務、情報共有業務(事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。)、請求業務(以下この号及び次号においてこれらを「業務」という。)を、転記等の業務が発生しないよう一気通貫で行うことが可能なソフトウェア(以下「介護ソフト」という。)

イ ケアプラン標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版

合、最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて次の(ア)、(イ)の両方のCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

(ア) 居宅サービス計画書 ○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	＝	＝	○
B-1 居宅サービス計画 1表	○	＝	＝	○
B-2 居宅サービス計画 1表 削除(任意)				
C 居宅サービス計画2 表	○	＝	＝	○

備考 取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されるもの

(イ) サービス利用票(提供票) ○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	＝	＝	○
E 第6表(サービス利 用票)	○	＝	＝	○
F 第6表(サービス利 用票) 予定削除				
G 第6表実績情報	＝	○	○	＝
H 第6表実績情報削除				
I 第7表(サービス利	○	＝	＝	○

のケアプラン標準仕様に準拠し、次の(ア)から(オ)全てのCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。

(ア) 利用者補足情報

(イ) 居宅サービス計画1表

(ウ) 居宅サービス計画2表

(エ) 第6表(サービス利用票)、実績情報

(オ) 第7表(サービス利用票別表)

用表別表)

備考 取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票（提供票）の実績情報が自動反映されるもの

(2) 前号を満たした上で、介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどのハードウェア。

3 この要綱において「介護テクノロジーのパッケージ型導入」とは、次の各号いずれかに該当するものをいう。

(1) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

前2項に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせるもの。

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効率的に活用するために必要な通信環境を整備するもの。

4 この要綱において「導入支援と一体的に行う業務改善支援」とは、介護事業所の業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うために受ける支援のうち、次の各号いずれかに該当するものをいう。

(1) 第三者による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を行うもの。

(2) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等による支援

介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等、介護事業所からの生産性向上の取組等に関する相談への対応等を

(2) 前号を満たした上で、介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェア等。ただし、業務に限定して使用するものに限る。

(新規)

(新規)

行うもの。

5 この要綱において「業務改善計画」とは、介護ロボット等を導入する補助事業者が作成するものであって、具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が前条第1項に規定する介護ロボット、同条第2項に規定するICTを導入する事業、同条第3項に規定する介護テクノロジーのパッケージ型導入事業、又は同条第4項に規定する導入支援と一体的に行う業務改善支援事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 次のいずれも満たすことを補助要件とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 厚生労働省や和歌山県等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。

(4) 厚生労働省が発行する介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン等を参考に業務改善に取り組み、別に定めるところにより業務改善計画を作成すること。

(5) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の制度において情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言し、次の要件をいずれも満たしていること。

ア 「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを自己宣言し、IPAから自己宣言

3 この要綱において「介護ロボット等導入計画」とは、介護ロボット等を導入する補助事業者が作成する計画であって、介護従事者の負担を軽減するため、導入後3年間の達成すべき目標、導入する介護ロボット等及び期待される効果等を記載し、実際の活用モデルを示すことにより他の介護施設等の参考となり得る計画として作成されるものをいう。

(補助対象経費及び補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が前条第1項に規定する介護ロボット又は同条第2項に規定するICTを導入する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 次のいずれも満たすことを補助要件とする。

(1) 略

(2) 略

(新規)

(新規)

(3) ICTを導入する場合は、前各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

ア タブレット端末等を導入する場合は、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。

ID を取得していること。

- イ 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合は、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでいること。
- ウ 個人情報保護の観点から、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」(令和 5 年 5 月) 等に基づき十分なセキュリティ対策を講じること。

(6) 第 2 条第 4 項各号のいずれかに該当する「導入支援を一体的に行う業務改善支援」を受けること。なお、介護テクノロジーを導入・活用するにあたり必要となる職員のスキルアップ研修等の介護現場における生産性向上の取組に関する研修については、別に定めるところによる。

(7) タブレット端末等を導入する場合は、必ず介護ソフトをインストールの上、業務にのみ使用すること。

(補助額等)

第 4 条 前条の経費に対する補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算出された額とする。

(1) 介護ロボットの導入

導入する介護ロボット 1 機器当たりの補助額 (導入する介護ロボット 1 機器につき、補助対象経費に、次のアに定める補助率を乗じて得た額 (その額

イ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が実施する「SECURITY ACTION」の制度において情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言し、次の要件をいずれも満たしていること。

(ア) 「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを自己宣言し、IPA から自己宣言 ID を取得していること。

(イ) 事業所単位で単一の法人番号を有していない場合は、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでいること。

(ウ) 個人情報保護の観点から、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 6.0 版」(令和 5 年 5 月) 等に基づき十分なセキュリティ対策を講じること。

ウ ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

(新規)

(新規)

(補助額等)

第 4 条 前条の経費に対する補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により算出された額とする。

(1) 介護ロボット

ア 介護ロボットの導入

導入する介護ロボット 1 機器当たりの補助額 (導入する介護ロボット 1 機

に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。算出された額が次のイの表の介護ロボットの区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額とする。))に機器の数を乗じて得た額

ア 補助率 4分の3以内

イ 基準額

介護ロボット	基準額
<u>介護ロボットのうち、移乗支援(装着型・非装着型)、入浴支援</u>	100万円
<u>その他機器</u>	
上記以外 <u>の介護ロボット</u>	30万円

(削除)

器につき、補助対象経費に、次の(ア)の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が次の(イ)の表の介護ロボットの区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額。)に機器の数を乗じて得た額

(ア) 補助率

補助事業者	補助率
<u>以下の全ての要件を満たす補助事業者</u> a <u>少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器及び介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を予定していること。</u> b <u>利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。</u>	<u>4分の3</u>
<u>上記以外の補助事業者</u>	<u>2分の1</u>

(イ) 基準額

介護ロボット	基準額
移乗支援(装着型・非装着型)	100万円
入浴支援	
上記以外	30万円

イ 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

補助事業者において見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費につき、補助対象経費に次の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄の補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある

ときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が750万円を超えるときは、750万円。)

補助事業者	補助率
以下の全ての要件を満たす補助事業者 a 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器及び介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を予定していること。 b 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。	4分の3
上記以外の補助事業者	2分の1

(2) ICT

補助事業者においてICTの導入に要する経費（補助事業者の事業所1か所に係るものに限る。）につき、補助対象経費に、次の(ア)の表の補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。算出された額が次の(イ)の表の職員数の欄に掲げる職員数の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額。）

(ア) 補助率

補助事業者	補助率
以下の要件のいずれかを満たす補助事業者 a LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること。	4分の3

(2) ICTの導入

補助事業者においてICTの導入に要する経費（補助事業者の事業所1か所に係るものに限る。）につき、補助対象経費に、次のアに定める補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。算出された額が次のイの表の職員数の欄に掲げる職員数の区分に応じ、それぞれ同表の基準額の欄に定める基準額を超えるときは、その基準額とする。）

ア 補助率 4分の3以内

イ 基準額

略

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入

補助事業者において介護テクノロジーのパッケージ型導入に要する経費につき、補助対象経費に、4分の3以内を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。算出された額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。）

(4) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

補助事業者（前3号により補助を受ける介護事業所に限る。）において、導入支援と一体的に行う業務改善支援に要する経費につき、補助対象経費に、4分の3以内を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。算出された額が45万円を超えるときは、45万円とする。）

2 補助金の交付の申請は、前項第1号については、一の業務改善計画につき1回、同項第2号、第3号及び第4号については、原則として1事業所につき1回に限るものとする。ただし、同項第2号に掲げるICTの導入に係る補助事業については、第1回目の補助額が基準額の範囲内である場合に限り、第2回目の補助金の交付の申請を可能とし、第2回目の補助金の交付の申請を行う場合には、基準額から第1回目の補助金の交付額を除いた金額を補助金の交付申請額の上限と

b 「ケアプランデータ連携システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。
c 文書量の半減を実現させる導入計画となっていること。

上記以外の補助事業者

2分の1

(イ) 基準額

略

(新規)

(新規)

2 補助金の交付の申請は、前項第1号アについては、一の介護ロボット等導入計画につき1回、前項第1号イ及び第2号については、原則として1事業所につき1回に限るものとする。ただし、前項第2号に掲げるICTの導入に係る補助事業については、第1回目の補助額が基準額の範囲内である場合に限り、第2回目の補助金の交付の申請を可能とし、第2回目の補助金の交付の申請を行う場合には、基準額から第1回目の補助金の交付額を除いた金額を補助金の交付申請額の

する。

3 略

(補助金交付申請)

第5条 略

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 事業に要する経費の区分間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。)をする場合

イ 補助事業の内容の変更(知事が軽微な変更と認める場合を除く。)をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2)～(4) 略

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(6) この補助金の収支に関する帳簿を備え、預金通帳、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。ただし、事業

上限とする。

3 略

(補助金交付申請)

第5条 略

(交付条件)

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

(新規)

ア 補助事業の内容の変更(知事が軽微な変更と認める場合を除く。)をする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2)～(4) 略

(5) 財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(6) この補助金の収支に関する帳簿を備え、預金通帳、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。

により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(6) ~ (8) 略

(変更の承認等)

第 7 条 略

(補助金の変更交付申請)

第 8 条 略

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 10 日 のいずれか早い日までに規則第 13 条の規定により、介護ロボット等導入支援事業補助金実績報告書（別記第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) ~ (6) 略

(業務改善に係る結果の報告)

第 10 条 補助事業者は、業務改善効果等について、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(その他)

(7) ~ (8) 略

(変更の承認等)

第 7 条 略

(補助金の変更交付申請)

第 8 条 略

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 翌年度の 4 月 10 日 のいずれか早い日までに規則第 13 条の規定により、介護ロボット等導入支援事業補助金実績報告書（別記第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) ~ (6) 略

(導入効果の報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業により得られた効果等について、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(その他)

第11条 略

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

第11条 略

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月21日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。